

山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例

平成 17 年 1 月 15 日

条例第 136 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、**重度心身障害者**の**福祉の増進**を図るため、医療費の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ当該右欄に定めるところによる。

<p>重度心身障害者</p>	<p>(1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により<b>身体障害者手帳(以下「身障手帳」という。)</b>の交付を受けた者(以下「身障手帳所持者」という。)で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当するもの</p> <p>(2) 熊本県療育手帳交付要項により療育手帳の交付を受けた者で、その知的障害の程度が最重度(A1)又は重度(A2)に該当するもの</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)別表第 1 に該当する者(以下「福祉手当受給相当者」という。)</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により、<b>精神障害者保健福祉手帳(以下「障害者手帳」という。)</b>の交付を受けた者(以下「障害者手帳所持者」という。)で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める障害等級 1 級に該当するもの</p>
<p>受給資格者</p>	<p>上記に定める重度心身障害者で、次の各号のすべてに該当し、市長が医療費助成対象者として認定したもの。</p> <p>ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 満 1 歳以上のもの</p> <p>(2) 山鹿市内に住所を有するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 19 条第 3 項及び附則第 18 条の規定により山鹿市以外の市町村が支給決定を行うものを除く。)又は山鹿市外に住所を有するものであって、同法第 19 条第 3 項及び附則第 18 条の規定により山鹿市が支給決定を行うべきもの</p> <p>(3) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者</p>
<p>医療保険各法</p>	<p>(1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)</p>

	(2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号) (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号) (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号) (5) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号) (6) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号) (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
医療費	疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用 ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金を除く。
一部負担金	医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額 ただし、次の各号に係る自己負担額は、一部負担金とみなす。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)第 1 条の 2 各号に規定する育成医療、更生医療及び精神通院医療 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 70 条第 1 項に規定する療養介護医療 (3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 5 の 28 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療及び同法第 24 条の 20 第 1 項に規定する障害児入所医療
自己負担額	当該助成事業において、受給資格者が負担すべき額

(平 18 条例 26・平 18 条例 29・平 19 条例 20・平 20 条例 28・平 25 条例 2・一部改正)

(助成対象経費)

第 3 条 市長がこの条例により助成することのできる経費(以下「助成対象経費」という。)は、前条に規定する一部負担金の額から次に掲げる額を控除した額とする。

(1) 自己負担額

ア 入院の場合は、同一月の診療分について一医療機関等につき 2,040 円

イ 入院外の場合は、同一月の診療又は施術分について一医療機関等につき 1,020 円

(2) 高額療養費等の額

医療保険各法の規定による高額療養費の額及び組合管掌健康保険等の規定による付加給付の額

2 助成対象経費には、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 15 条の規定による医療扶助及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を含まない。

(平 20 条例 28・一部改正)

(受給資格者の認定)

第4条 重度心身障害者が受給資格者の認定を受けようとするときは、本人又はその保護者が、規則の定めるところにより受給資格者認定申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合、市長は、規則の定めるところにより内容を審査し、相当と認めるときは、当該重度心身障害者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。

(平 20 条例 28・一部改正)

(受給資格者証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により受給資格者として認定を受けた者について、規則の定めるところにより受給資格者証を交付するものとする。

(支給の制限)

第6条 この条例による医療費の助成の支給制限については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を準用する。ただし、所得確認の対象者は、受給資格者及び受給資格者と生計を一にする父母(既婚者にあつては配偶者)及び子とする。

(助成金の申請)

第7条 医療費の助成申請は、規則に定める重度心身障害者医療費助成申請書により行なわなければならない。

2 前項の申請は、原則として各診療月を単位として行うものとする。

3 第1項の申請は、受給資格者が医療の給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年を経過した月の翌月以降においてはすることができない。

(助成金支給の決定)

第8条 市長は、前条の申請書について内容を審査し、相当と認める申請者に対しては規則の定めるところにより、速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金給付の始期及び終期)

第9条 この条例による医療費の助成は、受給資格者が第4条第1項の規定による認定申請をした日の属する月の翌月の診療に係る医療費から始め、受給資格者としての要件が消滅した日又は本人が死亡した日の属する月で終わるものとする。

(届出の義務)

第10条 受給資格者は、規則に定める事項について異動があった場合は、その規定に基づいて、速やかに受給資格者異動届を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成金の給付を受けた者がいるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、当該給付を受けた者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(権利の譲渡の禁止)

第12条 この条例による助成金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 15 日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以後に行われた診療に係る医療費について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 10 年山鹿市条例第 14 号)、鹿北町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 9 年鹿北町条例第 17 号)、菊鹿町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 9 年菊鹿町条例第 20 号)、鹿本町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 9 年鹿本町条例第 18 号)又は鹿央町重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 9 年鹿央町条例第 21 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 9 月 25 日条例第 26 号)

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日条例第 20 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 28 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 2 条及び第 3 条の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は施術に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 22 日条例第 2 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則

平成 17 年 1 月 15 日

規則第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成 17 年山鹿市条例第 136 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第 2 条 条例第 4 条の規定による受給資格者の認定を受けようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格者認定申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受給資格者の障害の程度を明らかにすることができる次のいずれかの書類

ア 身障手帳(条例第 2 条に定める「身障手帳」をいう。)

イ 療育手帳(条例第 2 条に定める「療育手帳」をいう。)

ウ 障害者手帳(条例第 2 条に定める「障害者手帳」をいう。)

エ 障害児福祉手当、福祉手当又は特別障害者手当(以下「福祉手当等」という。)の認定通知書

オ 障害の程度を明らかにする診断書(障害児福祉手当(福祉手当)又は障害基礎年金の様式によること。)

(2) 医療保険の被保険者証

(3) 世帯全員の住民票の写し

(4) 受給資格者、その父母(既婚者にあつては配偶者)及び子の所得に関する証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(受給資格者証の交付及び受給資格者台帳への登録)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定により受給資格者として認定を受けた者に対しては、重度心身障害者医療費受給資格者証(様式第 2 号。以下「受給資格者証」という。)を交付するとともに、重度心身障害者医療費受給資格者台帳(様式第 3 号。以下「受給資格者台帳」という。)に所定の事項を登録するものとする。

(却下通知)

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に定める審査の結果、認定が不相当とされた者については、重度心身障害者医療費受給資格者認定申請却下通知書(様式第 4 号)により却下の通知をするものとする。

(所得状況の確認)

第 5 条 市長は、毎年 7 月 1 日から 7 月 20 日までの間に、条例第 6 条の規定に係る所得状況を確認し、受給資格者台帳にその結果を記載するものとする。

2 第 2 条の規定により認定申請時に行う所得確認又は前項の規定により定期に行う所得確認は、申請者又は受給資格者等から委任状(様式第 5 号)の提出があった場合には、当該者が提出する所得に関する証明書に替えて、税務主管課の市民税課税台帳により行うことができるものとする。

- 3 第2条の規定により認定申請時に行う所得確認又は第1項の規定により定期に行う所得確認の結果、所得制限に該当すると認められた受給資格者に対しては、重度心身障害者医療費助成停止通知書(様式第6号)を交付しなければならない。

(助成金の申請)

- 第6条 条例第7条の規定による助成金の支給を受けようとする者は、重度心身障害者医療費助成申請書(様式第7号。以下「医療費助成申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(助成金の支給)

- 第7条 条例第8条の規定に基づいて助成金の支給を行う場合において、受給資格者に係る条例第3条第1項に規定する一部負担金の額が医療保険各法の規定による高額療養費の支給に当たっての合算(以下「世帯合算」という。)の対象となるときは、受給資格者及びその属する世帯のその他の構成員(受給資格者との世帯合算の対象とならない者を除く。)について、国民健康保険法適用者にあつては、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書により、その他の医療保険適用者にあつては、各保険者の発行する高額療養費決定通知書等を医療費助成申請書に添付させることにより世帯合算の適用の有無を確認の上、支給すべき額を決定するものとする。

- 2 前項の決定を行う場合において、世帯合算の適用があるときの助成対象経費は、世帯合算適用後の一部負担金等の負担限度額(組管掌健康保険等の規定による付加給付があるときは、当該付加給付額を控除した額)に、世帯合算適用前における受給資格者に係る一部負担金等の額の世帯合算の対象となった当該世帯の一部負担金等の額に対する割合を乗じて得た額とする。

- 3 助成金の支給をしたときは、重度心身障害者医療費支給台帳(様式第8号)に記録しなければならない。

(助成金給付の終期)

- 第8条 条例第9条に規定する受給資格者としての要件が消滅した日とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 条例第2条に規定する受給資格者に該当しなくなった日
- (2) 条例第5条の規定により交付された受給資格者証に期間の定めがあつた場合で、その期限が終了した日

(届出の事項)

- 第9条 条例第10条に規定する届出をしなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給資格者又は保護者の氏名の変更又は本市における住所の変更
- (2) 受給資格者に係る医療保険の種別、内容その他の変更
- (3) 前条に規定する受給資格者としての要件の消滅

- 2 前項の届出をしようとする者は、重度心身障害者医療費受給資格者異動届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(受給資格の喪失)

- 第10条 前条第1項第3号の規定による届出により受給資格者としての要件が消滅したと

認められた者又は市長が受給資格者としての要件に該当しなくなったと認めた者に対しては、重度心身障害者医療費受給資格喪失通知書(様式第 10 号)により受給資格者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第 11 条 条例第 11 条に規定する助成金の返還を決定したときは、重度心身障害者医療費助成金返還通知書(様式第 11 号)により受給資格者に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 1 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山鹿市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 10 年山鹿市規則第 19 号)、鹿北町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 9 年鹿北町規則第 6 号)、菊鹿町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 9 年菊鹿町規則第 7 号)、鹿本町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 9 年鹿本町規則第 18 号)又は鹿央町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則(平成 9 年鹿央町規則第 12 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日規則第 12 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。